

○貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号） 別紙様式第4号の4

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式第4号の4（第4条の3第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) 〔 氏 名 〕 殿 (法人にあっては代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 の 拒 否 に つ い て</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3ヶ月</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p> <p style="text-align: center;">(貸金業法第6条第1項第 号該当)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式第4号の4（第4条の3第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) 〔 氏 名 〕 殿 (法人にあっては代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 の 拒 否 に つ い て</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p> <p style="text-align: center;">(貸金業法第6条第1項第 号該当)</p>

○貸金業法施行規則（昭和五十八年大蔵省令第四十号） 別紙様式第4号の5

改正案	現行
<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式第4号の5 (第4条の3第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) 〔 氏 名 〕 殿 (法人にあっては代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">知 事 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 の 拒 否 に つ い て</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に知事に対して行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求をすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p> <p style="text-align: center;">(貸金業法第6条第1項第 号該当)</p>	<p style="text-align: right;">(日本工業規格A4)</p> <p>別紙様式第4号の5 (第4条の3第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号又は名称) 〔 氏 名 〕 殿 (法人にあっては代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">知 事 印</p> <p style="text-align: center;">登 録 の 拒 否 に つ い て</p> <p>平成 年 月 日付で申請のあった標記のことについては、下記の理由により拒否したので通知する。 なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく異議申立てをすることができる。 また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に都道府県を被告として行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>拒否理由</p> <p style="text-align: center;">(貸金業法第6条第1項第 号該当)</p>